

# ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に 27物質が追加されます

(640物質→663物質)

労働安全衛生法施行令などが改正されました  
平成29年3月1日施行 (※1)

亜硝酸イソブチルなど27の化学物質（裏面参照）について、労働安全衛生法施行令別表第9に追加され、以下の3点が**義務付けられます**  
(※2)

- ☑ 事業所における【リスクアセスメントの実施】
- ☑ 譲渡提供時の【安全データシート（SDS）の提供】
- ☑ 譲渡提供時の【容器等へのラベル表示】

(※1) 施行日に現に存在するものについては、ラベル表示の義務は平成29年8月31日まで適用されません。

(※2) 今回の政令改正により、これまでの640物質に27物質が追加されますが、改正後の安全衛生法施行令・別表第9の物質数(号の数)は663物質になります。

## 化学物質を**出荷する事業所**では・・・

- ◆ これらの化学物質を他へ譲渡提供する際には、**安全データシート（SDS）を提供**するとともに、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などを**ラベル表示する**必要があります。

## 化学物質を**取り扱う事業所**では・・・

- ◆ 容器等のラベルに危険有害性を示す**絵表示（GHSマーク）**のついている製品については、メーカー等から提供される**安全データシート（SDS）を確認**し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。
- ◆ SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメントを実施**しましょう。

今回追加された物質は、どのように扱えば安全であるかが明らかになっている物質です。SDS交付等の対象となったことを理由に、安易に有害性の不明確な物質への代替化を図ることは、かえって職場のリスクを増大させる場合があります。危険有害性の程度に応じ、適切に管理して使用するようにならしてください。



# 追加される物質

該当物質の含有率が裾切値未満のものは対象となりません

物質名	CAS番号	裾切値		主な用途 (参考)
		ラベルの表示	SDS(通知)リスクアセスメント	
亜硝酸イソブチル	542-56-3	1%未満	0.1%未満	芳香剤添加物
アセチルアセトン	123-54-6	1%未満	1%未満	触媒(金属キレート)原料, 接着剤原料, 溶剤, 有機合成中間体
アルミニウム	7429-90-5	1%未満	1%未満	金属(圧延品)・電線・ダイカスト原料
エチレン	74-85-1	1%未満	1%未満	ポリエチレン・アセトアルデヒド・酸化エチレン・塩化ビニル・エチルベンゼンなどの原料
エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート	112-07-2	1%未満	0.1%未満	塗料・インキ溶剤, 洗浄剤
クロロ酢酸	79-11-8	1%未満	1%未満	カルボキシメチルセルロース原料, 2, 4-ジシクロフェノキシ酢酸原料, チオグリコール酸及び両性界面活性剤原料
O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O' O' '-ジエチル=ホスホロチオアート	56-72-4	1%未満	1%未満	殺虫剤
三弗化アルミニウム	7784-18-1	1%未満	0.1%未満	非鉄金属の製錬用融剤, 陶磁器の釉薬, 溶接棒フラックス, アルミナインジグ用, 光学レンズ原料
N, N-ジエチルヒドロキシルアミン	3710-84-7	1%未満	1%未満	重合停止剤, 着色防止剤
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	112-34-5	1%未満	1%未満	溶剤
ジクロロ酢酸	79-43-6	1%未満	0.1%未満	有機合成原料, 医薬原料
ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名DEP)	52-68-6	1%未満	0.1%未満	農薬(殺虫剤)
水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	22722-98-1	1%未満	1%未満	有機合成還元剤
テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1%未満	0.1%未満	不飽和ポリエステル樹脂・アルキド樹脂原料, エポキシ樹脂硬化剤
N-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0	1%未満	0.1%未満	結合剤, 反応性希釈剤, ポリマー原料(医薬, 化粧品, 工業用)
ブテン	25167-67-3 107-01-7 590-18-1 624-64-6 106-98-9 115-11-7	1%未満	1%未満	スチレン・ブタジエンゴム原料, ブタジエンゴム原料
プロピオンアルデヒド	123-38-6	1%未満	1%未満	医薬・樹脂原料, 食品添加物(香料, 香辛料)
プロペン	115-07-1	1%未満	1%未満	アクリロニトリル・ポリプロピレン・エチレンプロピレンゴム・オクタノール・プロピレンオキシド・アセトン・イソプロピルアルコールなどの原料
1-ブロモプロパン	106-94-5	1%未満	0.1%未満	医薬・農薬原料
3-ブロモ-1-プロペン(別名臭化アリル)	106-95-6	1%未満	1%未満	有機合成原料
ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム	13775-53-6	1%未満	1%未満	フラックス, アルミ精錬融剤, エナメル・ガラスの乳白剤, ゴム充填剤, 殺虫剤原料
ヘキサフルオロプロペン	116-15-4	1%未満	1%未満	共重合用原料
ペルフルオロオクタン酸	335-67-1	0.3%未満	0.1%未満	半導体用, 消火剤, 撥水剤, 紙の表面処理剤, 樹脂改質剤
メチルナフタレン	90-12-0 91-57-6	1%未満	1%未満	ナフエ酸原料, 蛍光増白剤・界面活性剤原料, 農薬溶剤, ビタミンK3用原料
2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8	1%未満	0.1%未満	染料・顔料中間体
N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	1%未満	0.1%未満	樹脂溶剤, アセチレン溶剤, MOS半導体製造用溶剤, 化粧品基剤
沃化物	7681-11-0他	1%未満	1%未満	(沃化カリウムの例)写真薬, 有機合成原料, 分析用試薬等

※「主な用途」出典: 独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム(CHRP)

安衛令・別表第9上の上の新設がないもの

改正案	現行
<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十一の二 亜硝酸イソブチル</p> <p>十一の三 アセチルアセトン</p> <p>十二～三十六（略）</p> <p><b>三十七 アルミニウム及びその水溶性塩</b></p> <p>三十八～七十二（略）</p> <p>七十二の二 エチレン</p> <p>七十三～七十九（略）</p> <p>七十九の二 エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート</p>	<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第九に掲げる物（イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）</p> <p>一～十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>十二～三十六（略）</p> <p>三十七 アルミニウム水溶性塩</p> <p>三十八～七十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>七十三～七十九（略）</p> <p>（新設）</p>



八十〜百四十八 (略)

百四十八の二 クロロ酢酸

百四十九〜百六十二 (略)

百六十二の二 O―三―クロロ―四―メチル―二―オキソ―二H―

クロメン―七―イルルO' O―ジエチルルホスホロチオアート

百六十三〜百九十七 (略)

百九十七の二 三弗化アルミニウム

百九十八〜二百二十四 (略)

二百二十四の二 N・N―ジエチルヒドロキシルアミン

二百二十四の三 ジエチレングリコールモノブチルエーテル

二百二十五〜二百四十一 (略)

二百四十一の二 ジクロロ酢酸

二百四十二〜二百九十二 (略)

二百九十二の二 ジメチルルニ・ニ・ニートリクロロー―ヒドロ

キシエチルホスホナート (別名DEP)

二百九十三〜三百二十 (略)

三百二十の二 水素化ビス(ニ―メトキシエトキシ)アルミニウム

ナトリウム

三百二十一〜三百六十七 (略)

三百六十七の二 テトラヒドロメチル無水フタル酸

三百六十八〜四百六十四 (略)

四百六十四の二 N―ビニル―二―ピロリドン

四百六十五〜四百八十八 (略)

四百八十八の二 プテン

四百八十九〜四百九十二 (略)

四百九十二の二 プロピオンアルデヒド

四百九十三〜四百九十七 (略)

八十〜百四十八 (略)

(新設)

百四十九〜百六十二 (略)

(新設)

百六十三〜百九十七 (略)

(新設)

百九十八〜二百二十四 (略)

(新設)

二百二十五〜二百四十一 (略)

(新設)

二百四十二〜二百九十二 (略)

(新設)

二百九十三〜三百二十 (略)

(新設)

三百二十一〜三百六十七 (略)

(新設)

三百六十八〜四百六十四 (略)

(新設)

四百六十五〜四百八十八 (略)

(新設)

四百八十九〜四百九十二 (略)

(新設)

四百九十三〜四百九十七 (略)

(新設)

四百九十八〜四百九十九 (略)

(新設)

五百〜五百九十九 (略)

四百九十七の二 プロペン  
 四百九十八〜五百三 (略)  
 五百三の二 ープロモプロパン  
 五百四 (略)  
 五百四の二 ープロモーープロペン (別名臭化アリル)  
 五百五〜五百十六 (略)  
 五百十六の二 ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム  
 五百十六の三 ヘキサフルオロプロペン  
 五百十七〜五百二十九 (略)  
 五百三十 ペルフルオロオクタン酸及びそのアンモニウム塩  
 五百三十一〜五百八十二 (略)  
 五百八十二の二 メチルナフタレン  
 五百八十二の三 ーメチルー五ーニトロアニリン  
 五百八十三〜五百八十八 (略)  
 五百八十八の二 Nーメチルーーピロリドン  
 五百八十九〜六百四 (略)  
 六百五 削除  
 六百六 沃素及びその化合物  
 六百七〜六百三十三 (略)

(新設) 四百九十八〜五百三 (略)  
 (新設) 五百四 (略)  
 (新設) 五百五〜五百十六 (略)  
 (新設) 五百十七〜五百二十九 (略)  
 五百三十 ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩  
 五百三十一〜五百八十二 (略)  
 (新設) 五百八十三〜五百八十八 (略)  
 (新設) 五百八十九〜六百四 (略)  
 六百五 沃化メチル  
 六百六 沃素  
 六百七〜六百三十三 (略)

労働安全衛生法施行令・別表第9  
の物質数(号の数)

640物質+27物質→663物質の意味

- 号の「削除」が 1個  
605号:沃化メチル
  - 号の「新設」が 24個
  - 号の新設はないが、物質・単体  
又は化合物が追加されたもの - 3  
個
- 37 アルミニウム  
 530 ペルフルオロオクタン酸  
 606 沃素化合物(沃化物)

⇒ したがって(号の数)は

640

△ 1(号の削除)

+ 24(号の新設)

[号の新設がない 3]

663